

(様式第1号)

競争入札参加資格審査申請書

長崎県が発注する令和7年度長崎県テレワーク基盤用閉域網利用単価契約に係る競争入札に参加する資格について、関係書類を添えて審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

令和 年 月 日

長崎県知事 大石 賢吾 様

登録番号					
------	--	--	--	--	--

本店

郵便番号				－				
所在地								
フリガナ 商号又は名称								
フリガナ 代表者職氏名								
電話番号					FAX番号			

印

支店

郵便番号				－				
所在地								
フリガナ 商号又は名称								
フリガナ 代表者職氏名								
電話番号					FAX番号			

印

・次のいずれかの番号を○で囲むこと。

消費税及び地方消費税	1 課税	2 非課税
------------	------	-------

2 指名停止の有無

(1) 本入札案件の入札公告日から本申請書の提出日までの間において、国、地方公共団体、特殊法人等から

指名停止期間中で ある ・ ない (※いずれかを○で囲むこと)

(2) 指名停止期間中で「ある」場合、その機関名及び期間

・機関名

・期 間 年 月 日 ～ 年 月 日

※指名停止の通知文書の写しを添付すること。

(3) 本申請書提出後、令和7年 月 日までの間に、国、地方公共団体、特殊法人等から指名停止を受けた場合は、直ちに別添「指名停止に関する報告書」により報告します。

注 特殊法人等とは、法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第15号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。

目 次

- 1 誓 約 書
- 2 財 務 関 係 明 細 書
- 3 営 業 概 要 書
- 4 委 任 状

添 付 書 類

- 1 登記簿謄本
- 2 県税に関し未納がないことを証する証明書
- 3 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
- 4 総務大臣から電気通信事業を行うことを認められた証明書等の写し
- 5 電気通信役務の提供に関する障害対応体制説明書（様式任意）
- 6 印鑑届（様式第2号）
- 7 口座振替申込書（様式第3号）
- 8 資格審査結果通知書（様式第4号）
- 9 資格審査申請事項変更届（様式第5号）
- 10 指名停止の報告に係る誓約書（様式第6号）
- 11 指名停止に関する報告書（様式第7号）

1 誓 約 書

長崎県登録業者として資格を取得したうえは、入札の執行、契約の履行にあたっては関係諸規則を遵守し、決して不正の行為をなさないことを誓約いたします。

なお、万一違反不正の行為があった場合において資格取消しの処分を受けても異議はありません。

令和 年 月 日

長崎県知事 大石 賢吾 様

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

2 財務関係明細書

※申請時において確定している直近の決算期の貸借対照表及び損益計算書の写しを添付すること。

3 営業概要書

会 社 概 要				
設 立（創 業）年 月 日	年 月 日	営 業 年 数	年 月	
現 組 織 へ の 変 更 年 月 日	年 月 日	決 算 月	月	
自 己 資 本 額				
区 分	直 前 決 算 時	剰 余（欠 損）金 処 分	決 算 後 増 減 額	合 計
資 本 金	千円	千円	千円	千円
準 備 金 ・ 積 立 金	千円	千円	千円	千円
繰 越（欠 損）金	千円	千円	千円	千円
計	千円	千円	千円	千円
長崎県内に住所を有する本店、支店又は営業所等の名称、所在地及び常勤の従業員数				
名 称	所 在 地			常勤の従業員数
				人
				人
				人
				人
				人
				人

年間売上高	従業員数	経営状況			
		自己資本 比率	負債比率	流動比率	売上高 総利益率
千円	人	%	%	%	%

※小数点以下2位まで計算して2位を四捨五入すること

4 委 任 状

商号又は
名 称

私は、役 職 名

を代理人と定め下記権限を

氏 名

委任します。

- 1 見積・入札・契約締結の件
- 2 物品納入・代金請求・領収の件

委任期間

自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

令和 年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

(注) 委任状は、権限を支社（店）長等に委任する場合のみ記入すること。

(様式第2号)

登録番号					
------	--	--	--	--	--

印鑑届

弊社（店）が貴県との取引上使用する書類には、すべて上記の印鑑を使用いたしますので届け出ます。

令和 年 月 日

長崎県知事 大石 賢吾 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

登録番号					
------	--	--	--	--	--

口座振替申込書

長崎県知事 大石 賢吾 様

令和 年 月 日

令和7年度長崎県テレワーク基盤用閉域網利用単価契約に伴い支払われる代金は、すべて次の口座へ振込により受領したいので申し込みます。

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

[預金口座] ゆうちょ銀行を指定するときは、振込用の口座番号を記入してください。

銀行 ()					支店 出張所		預金 種別		預金種別 1：普通 2：当座 3：別段
口座番号(右詰で記入)					口座名義人 (漢字)				

[付記] 該当口座がある金融機関が記入する欄

金融機関コード						口座名義人 (カタカナ)													

上記のとおり証明いたします。

令和 年 月 日

所在地

金融機関名

印

資格審査結果通知書

令和 年 月 日

商号又は名称

代表者職氏名

長崎県知事



さきに提出されました競争入札参加資格審査申請書に基づき、貴社(所、店)の参加

資格を審査した結果、
下記のとおり資格がある
資格がない
ものと決定しました。

記

- 登録番号
- 登録年月日 令和 年 月 日
- 競争入札名 令和7年度長崎県テレワーク基盤用閉域網利用単価契約
- 有効範囲 当該入札でのみ有効

(様式第5号)

登録番号					
------	--	--	--	--	--

資格審査申請事項変更届

令和 年 月 日

長崎県知事 様

所 在 地
TEL/FAX
商号又は名称
代表者職氏名

印

競争入札参加資格審査申請書の記載事項について、下記のとおり変更しましたので届け出ます。

記

変更事項及び変更 年 月 日	変 更 前	変 更 後

(注) 変更事項の内容に対する証明書類等を添付すること。

(様式第 6 号)

指名停止の報告に係る誓約書

年 月 日

長崎県知事 様

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

印

当社は、国、地方公共団体、特殊法人等から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して 15 日（15 日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第 43 号）第 1 条各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に貴県に報告することを誓約いたします。

なお、この誓約に違反した場合において、指名停止を受けても異議はありません。

（注） 特殊法人等とは、法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 15 号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人及び同条第 2 項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 2 条第 1 項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。

(様式第7号)

指名停止に関する報告書

年 月 日

長崎県知事 様

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

印

当社は、下記のとおり指名停止を受けましたので報告します。
なお、指名停止の内容は別添のとおりです。

記

指名停止機関名

指名停止期間 年 月 日 ～ 年 月 日

- (注) 1 この報告書は、指名停止機関（国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第15号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。））から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に長崎県に提出すること。
- 2 指名停止機関から通知された指名停止文書の写しを添付すること。